

#### 4 死因年次推移分類の変遷

本報告書の記述に、結核、悪性新生物<腫瘍>、脳血管疾患などを主要死因として解析しているが、その場合の

	Hi01 結核		Hi02 悪性新生物<腫瘍>		Hi03 糖尿病		Hi04 高血圧性疾患		Hi05 心疾患 (高血圧性を除く)		Hi06 脳血管疾患		Hi07 肺炎		Hi08 慢性気管 支炎及び肺気腫	
	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
(第1回) 明治32年～39年 (1899～1906)	•	12-15 *44	•	17-18 *44	•	•	•	•	•	24 *44	•	21	•	27	•	•
明治40年～41年 (1907～1908)	•	13-16 *51	•	20-21 *51	•	•	•	•	•	29 *51	•	26	•	32	•	•
(第2回) 明治42年～大正11年 (1909～1922)	25-32	13-16	40-48 58	21-22 *26	55	25	•	•	83-85 86	33 *34	71-73	30 *32	97-98	37	•	•
(第3回) 大正12年～昭和7年 (1923～1932)	31-37	13-15	43-49 65	16 *37	57	37の再掲	•	•	87-90	19 *37	74-75 83	18 *37	100-101	22	99(口) 106	*21 *23
(第4回) 昭和8年～18年 (1933～1943)	23-32	11-12	45-53 72	18 *27	59	22	•	•	90-95	38-43	82	32	107-109	48	106(口) 113	*47 *50
(第5回) 昭和21年～24年 (1946～1949)	13-22	•	45-55 74	•	61	•	•	•	90-95	•	83	•	107-109	•	106.b 113	•
(第6回) 昭和25年～32年 (1950～1957)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
(第7回) 昭和33年～42年 (1958～1967)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
(第8回) 昭和43年～53年 (1968～1978)	001-019	B5-B6	140-209	B19	250	B21	400-404	B27	393-398 410-429	B26 B28-B29	430-438	B30	480-486	B32	491-492	*B33.a B33.b
(第9回) 昭和54年～平成6年 (1979～1994)	010-018	5-6	140-208	28-37	250	39	401-405	48-49	393-398 410-429	46 51-52 54-56	430-438	58-60	480-486	63	491-492	*66-67
(第10回) 平成7年～平成28年 (1995～2016)	A15-A19	01200	C00-C97	02100	E10-E14	04100	I10-I13	09100	I01- I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400
平成29年～ (2017～)	A15-A19	01200	C00-C96	02100	E10-E14	04100	I10-I15	09100	I01- I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400

注：1) 死因名は第10回分類による。なお、表頭のカテゴリの名称、小分類、中分類は、第10回分類(2013年版)の死因基本分類表、死因単分類表に対応する。

2) \*印はこの番号の一部であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上していない。

3) \*\*印はこの番号の大部分であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上した。

4) •印は分類は存在するが、死因統計には用いていない。

5) 明治32年～39年(1899～1906年)及び明治40年～41年(1907～1908年)は同じ分類を使用しているが、分類番号が異なるのは、再掲を組み入れて通し番号にしたためである。

6) 結核について

(1) 明治41年(1908年)以前は、るいれきを含まない。

(2) 昭和54年(1979年)以降は、後遺症及び原因の記載のない滲出性胸膜炎を含まない。

(3) 平成7年(1995年)以降は、結核を伴うじん肺(J65)を含まない。

7) 悪性新生物<腫瘍>について

(1) 明治41年(1908年)以前は、白血病及び仮性白血病を含まない。

(2) 平成29年(2017年)以降は、独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>(C97)を含まない。

8) 心疾患(高血圧性を除く)について

(1) 明治41年(1908年)以前は、狭心症を含まない。

(2) 昭和54年(1979年)以降は、心臓麻痺、心臓衰弱を含む。

(3) 平成7年(1995年)以降は、心臓併発症を伴うリウマチ熱(I01)・心臓併発症を伴うリウマチ性舞蹈病(I02.0)を含み、肺塞栓症(I26)・その他の肺血管の疾患(I28)を含まない。

主要死因を、それぞれの年次の死因分類番号で示すと、次のとおりである。

Hi09 喘 息		Hi10 胃潰瘍 及び十二指腸潰瘍		Hi11 肝 疾 患		Hi12 腎 不 全		Hi13 老 衰		Hi14 不慮の事故		Hi15 (再掲) 交通事故		Hi16 自 殺	
小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
•	•	•	•	•	•	•	•	•	39	•	40 **42 43	•	•	•	41
•	•	•	•	•	•	•	•	•	46	•	47 **49 50	•	•	•	48
102	*38	108	*39	118.120	45,*46	•	•	161	56	64-66.160 170-179 180-197	*27 *55 58	•	•	162-169	57
105	*23	111	*24	120-122 124	28,*37	•	•	164	34	67-68.163 175-189 192-196	*37 *33 **35	•	•	165-174	36
112	*50	117	51	124-125	56-57	•	•	162 (再掲を 除く)	**78	76-77 176-195	29 81-82	•	•	163-171	79
112	•	117	•	124-125	•	•	•	162 . b	•	78-79 169-195	•	169-173	•	163-164	•
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46 . e	•	•	794	B45 . a	E800-E965	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48 . a	E970-E979	BE49
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46 . e	•	•	794	B45 . a	E800-E962	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48 . a	E963 E970-E979	BE49
493	B33 . c	531-533	B34	570-573	B37 B46 . f	•	•	794	B45 . a	E800-E949	BE47- BE48	E800-E807 E810-E823 E825-E845	BE47 BE48 . a	E950-E959	BE49
493	68	531-533	69	570-573	73-74	584-586	•	797	88	E800-E949	E104- E114	E800-E807 E810-E848	E104-E105	E950-E959	E115
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200

注：9)脳血管疾患について

(1)昭和25年(1950年)は、B22にB46.b(352の一部、すなわちB22の後遺症及び1年以上経過したもの)を含めること。

(2)平成7年(1995年)以降は、脳動静脈奇形の破裂(I60.8の一部)を含み、一過性脳虚血(G45)を含まない。

10)腎不全について

(1)平成7年(1995年)以降は、先天性腎不全(P96.0)を含まない。

11)老衰について

(1)昭和7年(1932年)以前は、老衰性痴呆を含む。

12)不慮の事故について

(1)昭和24年(1949年)以前は、アルコール中毒を含まない。

(2)平成7年(1995年)以降は、後遺症(Y86)を含まない。

13)自殺について

(1)平成7年(1995年)以降は、後遺症(Y87.0)を含まない。

14)高血圧性疾患について

(1)平成29年(2017年)以降は、二次性<続発性>高血圧(症)(I15.-)を含む。